

特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する  
基本方針の一部を改正する告示（案）について

平成 2 1 年 4 月  
経 済 産 業 省  
環 境 省

．改正内容

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（平成 2 0 年 2 月産業構造審議会・中央環境審議会合同会合）等の提言を踏まえ、「特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針」（平成 1 1 年環境庁・厚生省・通商産業省告示第 1 号）に盛り込むべき次の事項を追加する。

1．小売業者・製造業者等からの定期的な報告徴収について

適正な収集運搬の確保や適正排出の促進等を図るため、国は、毎年度、小売業者による排出家電の引取り・引渡しの状況等及び製造業者等による再商品化等に必要となる行為に関する支出の総額及びその内訳について報告を求めることを定める。

2．その他

上記 1．のほか、家電リサイクル法の施行に関して、今後の基本的な対応方針として位置付けることが適当と考えられる以下の点について規定する。

- ・ 小売業者によるリユース・リサイクル仕分け基準の作成等
- ・ 小売業者による一層円滑な引取り
- ・ 市町村による業務外品の回収体制の構築
- ・ 地方公共団体による廃棄物処理法違反に対する厳正な対処
- ・ 液晶・プラズマテレビのパネルリサイクルの技術開発推進
- ・ 断熱材フロンの処理
- ・ 収集運搬料金に関する一層の普及啓発
- ・ 離島地域の収集運搬料金の抑制
- ・ 不法投棄の未然防止対策
- ・ 使用済み製品のフロー等の把握
- ・ リユース名目の不適正な輸出の防止

．今後の予定

官報掲載：平成 2 1 年 5 月中旬